

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 令和3年2月15日
最終更新日 令和3年2月15日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和2年12月24日
国立大学法人名		国立大学法人 鹿屋体育大学
法人の長の氏名		松 下 雅 雄
問い合わせ先		総務課 TEL：0994-46-4810 E-mail：soumu-h2@nifs-k.ac.jp
URL		https://www.nifs-k.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【ご意見】 国立大学法人ガバナンス・コード全項目について、文書による意見提出を経た上で、経営協議会（2回）における意見交換を行い、必要箇所の修正及び今後適切に対応する予定であること等について確認しました。</p> <p>【対応状況】 各項目へのご意見を踏まえた改善や更新を継続的に行い、運営企画会議等の学内検討、及び経営協議会・監事との意見交換を随時行い国立大学法人としてのガバナンスの向上に努めて参ります。</p>
監事による確認		<p>【ご意見】 国立大学法人ガバナンス・コード全項目について、文書による意見提出を経た上で、経営協議会(2回)における意見交換を行い、必要箇所の修正および現時点で十分に実施されていないものについて今後適切に対応する予定であること等を確認しました。</p> <p>今後とも、実施されているものも含め、全項目について絶えず見直しを行い、その内容がより充実したものとなるよう取り組んでいただきたい。</p> <p>【対応状況】 各項目へのご意見を踏まえた改善や更新を継続的に行い、運営企画会議等の学内検討、及び経営協議会・監事との意見交換を随時行い国立大学法人としてのガバナンスの向上に努めて参ります。</p>
その他の方法による確認		特になし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、下記に説明する今後実施予定である原則を除き実施しております。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>【補充原則1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針の公表】</p> <p>役員、学長補佐等の選考規則等に基づきながら、実質としては多角的な観点から役員や学長補佐等を任命し、学長の法人経営を補佐するポストとして配置しています。なお、法人経営のための多様な機会の提供や研修への参加等については、学長が直接指示や推薦しています。今後は更に、任命時や会議での報告等を行いながら、方針については公式ウェブサイト等において公表に努めることとします。</p>
		<p>【原則2-1-1 中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョン説明及び共有】</p> <p>学長は、国立大学法人のミッションを踏まえ「鹿屋体育大学のアクションプラン」として中長期的ビジョン等を就任時に明示した上で、学長が主催する学長懇談会や各会議等での意見交換や説明等での周知、同窓会との意見交換や節目の式辞等に盛り込んできました。今後は更に、公式ウェブサイト等を活用し随時学生や学外等へ積極的な公表に努めることとします。</p>
		<p>【原則2-1-3 ビジョン実現のための執行体制の整備】</p> <p>大学を運営する資質と能力を兼ね備えるとともに本学のミッションや目標を達成することができる者として学長選考により選出された学長が、そのリーダーシップにより学長自らの意思決定や業務執行を支援する理事・副学長及び学長補佐等を選任しています。その権限や役割については規則に定め学内には周知してきました。今後、公式ウェブサイト等において随時学外へも広く公表することとします。</p>
		<p>【原則2-3-2 多様な人材の登用・確保】</p> <p>本学の理事（非常勤）には、社会との連携及び運営に精通した者として、学外から人材を登用の上、その経験と知見を法人経営に活用して、経営層の厚みを確保しています。なお、登用した者については、公式ウェブサイトにおいて公表しておりますが、その登用の観点や状況については、今後公式ウェブサイト等において公表することとします。</p>
		<p>【原則3-3-4 経営力を発揮できる体制の検討】</p> <p>「大学統括理事を置くこと」としていないため該当しません。</p>
	<p>【補充原則3-4-1①】</p> <p>監事は2名とも非常勤ですが、通常の業務ヒアリング以外にも役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要会議に陪席してもらうとともに、監査室との密な情報提供等を行っています。また、本学は単科大学として学生収容人数及び予算や組織体制は小規模であることから、現行体制により監事が適切に監査業務を遂行できるよう努めてまいります。</p>	

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		中期目標・中期計画を実現するための道筋として、年度ごとに年度計画を策定し、公表しています。
補充原則 1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		本学の中期目標を達成するため、本学独自の「しんちよく管理システム」を整備し、中期計画や年度計画の進捗状況をエビデンスベースで検証しています。また、中期計画や年度計画の進捗状況の検証を含む本学の教育研究活動等の自己点検・評価を毎年度実施し、改善状況等を「自己点検・評価報告書」として公表しています。
補充原則 1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		各組織の権限や責任については各組織の規則で明確にし、公式ウェブサイトで公表しています。
補充原則 1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		教員及び職員の適切な人事方針については、公式ウェブサイトの「公表事項」である「中期計画」の【36】や【42】において総合的な方針として公表しています。
補充原則 1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		本学の価値、特色を活かすための予算、収支計画及び資金計画については、公式ウェブサイトの「公表事項」である「中期計画」において公表しています。
補充原則 1-3⑥(4) 及び 補充原則 4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		本学の財務情報としては、財務諸表のほか、財務諸表を詳しく解説した財務レポートを作成し、公式ウェブサイトに公表しています。
補充原則 1-4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		役員、学長補佐等の選考規則等に基づきながら、実質としては多角的な観点から役員や学長補佐等を任命し、学長の法人経営を補佐するポストとして配置しています。なお、法人経営のための多様な機会の提供や研修への参加等については、学長が直接指示や推薦しています。今後は更に、任命時や会議での報告等を行いながら、方針については公式ウェブサイト等において公表に努めることとします。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		大学を運営する資質と能力を兼ね備えるとともに本学のミッションや目標を達成することができる者として学長選考により選出された学長が、そのリーダーシップにより学長自らの意思決定や業務執行を支援する理事・副学長及び学長補佐等を選任しています。その権限や役割については規則に定め学内には周知してきました。今後、公式ウェブサイト等において随時学外へも広く公表することとします。
原則 2-2-1 役員会の議事録		役員会は、定期的及び臨時的に開催しており、その議事録は公式ウェブサイトで公表しています。
原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		本学の理事（非常勤）には、社会との連携及び運営に精通した者として、学外から人材を登用の上、その経験と知見を法人経営に活用して、経営層の厚みを確保しています。なお、登用した者については、公式ウェブサイトにおいて公表しておりますが、その登用の観点や状況については、今後公式ウェブサイト等において公表することとします。
補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		経営協議会の学外委員選考方針やこれまでの会議の議事要旨については公式ウェブサイトで公表しています。また、スポーツ関係・学校体育(大学体育)関係・地元自治体（県及び市）・報道関係等からの構成員で成り立っている学外委員からの多様な観点のご意見及びそれに対応した結果についても公式ウェブサイトで公表しています。
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長選考会議は、学長選考を行うにあたり、鹿屋体育大学長に求められる学長像（国立大学法人鹿屋体育大学学長選考基準）を定め自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、意向投票の結果は参考としています。なお、基準、選考結果、選考過程及び選考理由は公式ウェブサイト等で公表することとしています。
補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		本学における学長の任期や再任の可否については、現学長の選考にあたり（平成26年度、平成27年度）学長選考会議で十分な検討を行いその議論についても学長選考会議の議事録にて公式ウェブサイトで公表しています。
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長選考会議は、学長の解任に関する必要な手続きを進めることについて「国立大学法人鹿屋体育大学学長の解任の申出に関する規則」を定め、公式ウェブサイトで公表しています。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長の業務執行状況の確認は学長選考会議規則にその業務として定めつつ、学長選考会議委員からの確認事項や学長の所信表明等において推し進めることとした事項について、就任2年目以降毎年度学長と委員との間における評価点検を実施しており、その結果を公式ウェブサイトに掲載しています。
原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		本学では「大学統括理事を置くこと」としていないため該当しません。
基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		情報の公表としては公式ウェブサイトにおいて、法人として公表すべき法定事項や内部統制については「大学案内」として、また在学生、受験生、保護者、卒業生、一般・企業の皆様などステークホルダーごとのページを設定し、本学の情報を積極的に配信・公表し、透明性を確保しています。また、内部統制システムとしては運営企画会議においてモニタリングを行っており、公式ウェブサイトの「運営体制」や諸規定として公表しております。
原則 4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		公式ウェブサイトにおいて、法人として公表すべき法定事項をカテゴリ「大学案内」として設定し公表しています。また、受験生、在学生、保護者、卒業生、一般・企業の皆様などステークホルダー向けのページを設定し、公表しています。
補充原則 4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		公式ウェブサイトは対象者別及び目的・業務別のカテゴリごとの入口をトップにつくり、各種ステークホルダーや来訪者のアクセシビリティは高いものとなっています。ステークホルダーとしては、受験生、在学生、保護者、卒業生、一般・企業の皆様、また「研究・社会連携」として地域社会等を対象としています。また、必要に応じて紙媒体として隔月発行の新聞「蒼天」等チラシ「鹿屋体大News」、地元自治体発行の広報誌「kanoya」及び文教ニュース等による公表・広報を適切に行っています。
補充原則 4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報		学生の満足度調査結果及び卒業・修了後の進路状況等も公式ウェブサイトにおいて公表しています。
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<ul style="list-style-type: none"> ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 等 （本項目については、別途公表しているHPがある場合、当該HPのURLをリンクすることで差支えありません）